



2021年10月14日

各位

会社名 株式会社 オプティム
代表者名 代表取締役社長 菅谷 俊二
(コード番号：3694 東証第一部)
問合せ先 管理担当取締役 林 昭宏
(TEL. 03-6435-8571)

プライム市場の選択申請方針の決議及びプライム市場維持基準充足への取り組みについてのお知らせ

1. 新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する一次判定結果

当社は、2021年7月9日付で受領した東京証券取引所による新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する一次判定の結果、「流通株式数」「流通株式時価総額」「売買代金」の各項目についてプライム市場の上場維持基準を充たしておりますが、「流通株式比率」については基準を充たしていない旨の通知を受けました。

- ・ 流通株式数 適合
- ・ 流通株式時価総額 適合
- ・ 流通株式比率 不適合
- ・ 売買代金 適合

2. プライム市場選択申請

本日の取締役会において、当社が所属する市場区分として「プライム市場」を選択する方針を決議いたしましたので、お知らせいたします。

上述のとおり、流通株式比率については「不適合」となりますが選択先の市場区分の上場維持基準に適合しない場合は、「上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出・開示することで、当面の間、経過措置が適用されることとされております。

今後当社におきましても、「上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出・開示し、経過措置の適用を受ける予定です(*)。

*東京証券取引所から提示されている「第二次制度改正事項に関するご説明資料(2021年9月更新版)」によりますと、プライム市場の上場維持基準としては、流通株式比率が35%以上であることが基準となっておりますが、市場第一部上場会社が、プライム市場を選択した場合、「上場維持基準への適合に向けた計画書」の開示を行うことで上場維持基準に係る経過措置が適用され、流通株式比率については5%以上が上場維持基準として適用されることとされております。経過措置として適用される流通株式比率に係る上場維持基準については、改善期間が「なし」とされており、事業年度の末日において流通株式比率が5%未満となったときは、速やかに上場廃止となるとされております。

3. プライム市場維持基準充足への取り組みについて

このような状況の中で、当社の主要株主でもある代表取締役の菅谷に対しまして、当社の流通株式比率の増加対策として菅谷保有の株式の売却の要請を行った結果、菅谷から既存株主や市場環境への影響等を総合的に考慮しながら、時間外取引等を含めた様々な手法を用いて、中長期を見据えた段階的な売却の検討を行うという方針を聞いております。

なお、プライム市場の上場維持基準充足に向けた具体的な計画につきましては、2021年12月までに東京証券取引所へ提出を予定している「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を通じてお知らせする予定です。

以上